

# 国立大学法人徳島大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、当該役員の業務実績の評価により、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	・広域異動手当を新設
理事	・広域異動手当を新設
理事(非常勤)	・該当者なし
監事	・広域異動手当を新設
監事(非常勤)	・改定なし

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,678	千円 13,296	千円 5,382	千円 0 ( )			
A理事	千円 13,302	千円 8,736	千円 3,653	千円 564 (単身赴任手当) 349 (広域異動手当)		3月31日	*
B理事	千円 14,260	千円 10,116	千円 4,095	千円 49 (通勤手当)	4月1日		
C理事	千円 14,675	千円 10,420	千円 4,255	千円 0 ( )			
D理事	千円 14,675	千円 10,420	千円 4,255	千円 0 ( )			
E理事	千円 14,675	千円 10,420	千円 4,255	千円 0 ( )			

A監事	千円 11,048	千円 7,848	千円 3,176	千円 24 (通勤手当)		3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 1,440	千円 1,440	千円 0	千円 0 ( )			

注：「広域異動手当」とは、就任直前に遠隔地に在勤していた役員に、異動の距離区分に応じて支給しているものである。

注：「前職」欄の「\*」は、退職公務員(本府省課長・企画官相当職以上で退職した者)であることを示す。

### 3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円 3,793 (45,100)	年 月 3 0 (39) (8)	19. 3. 31	—	増減なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注：理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期計画における人件費見積りの範囲内で、人件費を病院部門と病院以外の部門で、それぞれ一元的に管理することとし、本法人の業務内容、業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、学長裁量による人件費枠を確保し、機動的かつ重点的な人員配置を行うことによって、人的資源の効果的運用と効率的配分を図り人件費の削減に努める。  
また、「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね3%、平成22年度までに5%以上の人件費削減を行う。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に定める職種に応じた俸給表を参考とし、人事院勧告に準拠して給与水準を決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績評価の結果を基礎資料とし、その成績等に応じて、現に受けている基本給の昇給・昇格・降格及び賞与(6月期、12月期)における支給割合の増減を決定する。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・業績手当 (査定分)	6月期及び12月期(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間における、その者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	1月1日に昇給日前1年間の勤務成績によって、「A」(8号俸以上)から「E」(0号俸)までの5段階に区別して適用をする。(ただし、平成19年度は、経過措置として3段階に区別して、適用) (国家公務員の給与制度に準拠)
昇格・降格	昇格：特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める基準(必要経験年数等)に合致している者については、上位の職務の級に決定することができる。 降格：勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)

##### ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

1. 若年層に限定した基本給及び基本給の調整額を引上げ。
2. 広域異動手当を新設。
3. 管理職手当の月額を定額化。(経過措置あり)
4. 扶養手当の月額を引上げ。
5. 賞与(業績手当)の支給割合を0.05月分引上げ。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	1,453	44.6	6,926	4,992	48	1,934
事務・技術	338	43.6	5,649	4,100	61	1,549
教育職種 (大学教員)	710	47.4	8,512	6,104	38	2,408
医療職種 (病院看護師)	306	38.9	5,057	3,677	51	1,380
医療職種 (病院医療技術職員)	85	44.7	5,750	4,164	58	1,586
その他医療職種 (看護師)	1					
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
技能・労務職種	12	52.4	5,180	3,772	52	1,408
在外職員	該当者なし					
任期付職員	1					
指定職種	1					
再任用職員	該当者なし					
非常勤職員	90	40.1	3,586	2,667	53	919
事務・技術	28	38.2	2,889	2,138	62	751
教育職種 (大学教員)	20	40.3	4,965	3,728	41	1,237
医療職種 (病院看護師)	6	41.2	4,001	2,965	56	1,036
医療職種 (病院医療技術職員)	16	29.1	3,182	2,369	58	813
技能・労務職種	20	51.2	3,381	2,495	46	886

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:常勤職員の医療職種(病院医師)、任期付職員の事務・技術職員、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため記載していない。

注:常勤職員のその他医療職とは、大学の学生や職員に対する保健管理に関する業務を行う職種を示す。

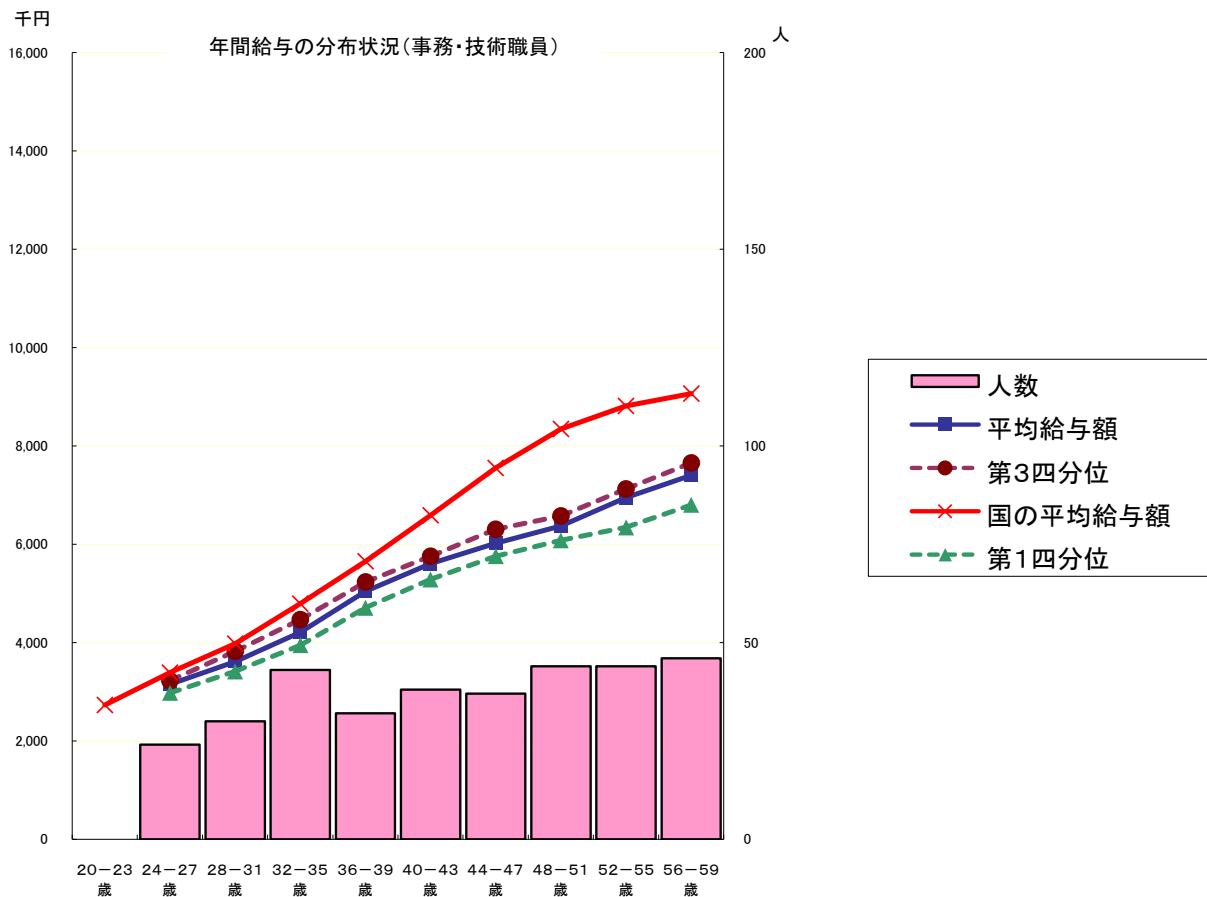
注:任期付職員の指定職種とは、医学部・歯学部附属病院長である。

注:技能・労務職種とは、自動車運転手、用務員等である。

注:常勤職員のその他医療職種(看護師)及び(医療技術職員)については、該当者が1名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注:任期付職員の指定職種については、該当者が1名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))  
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

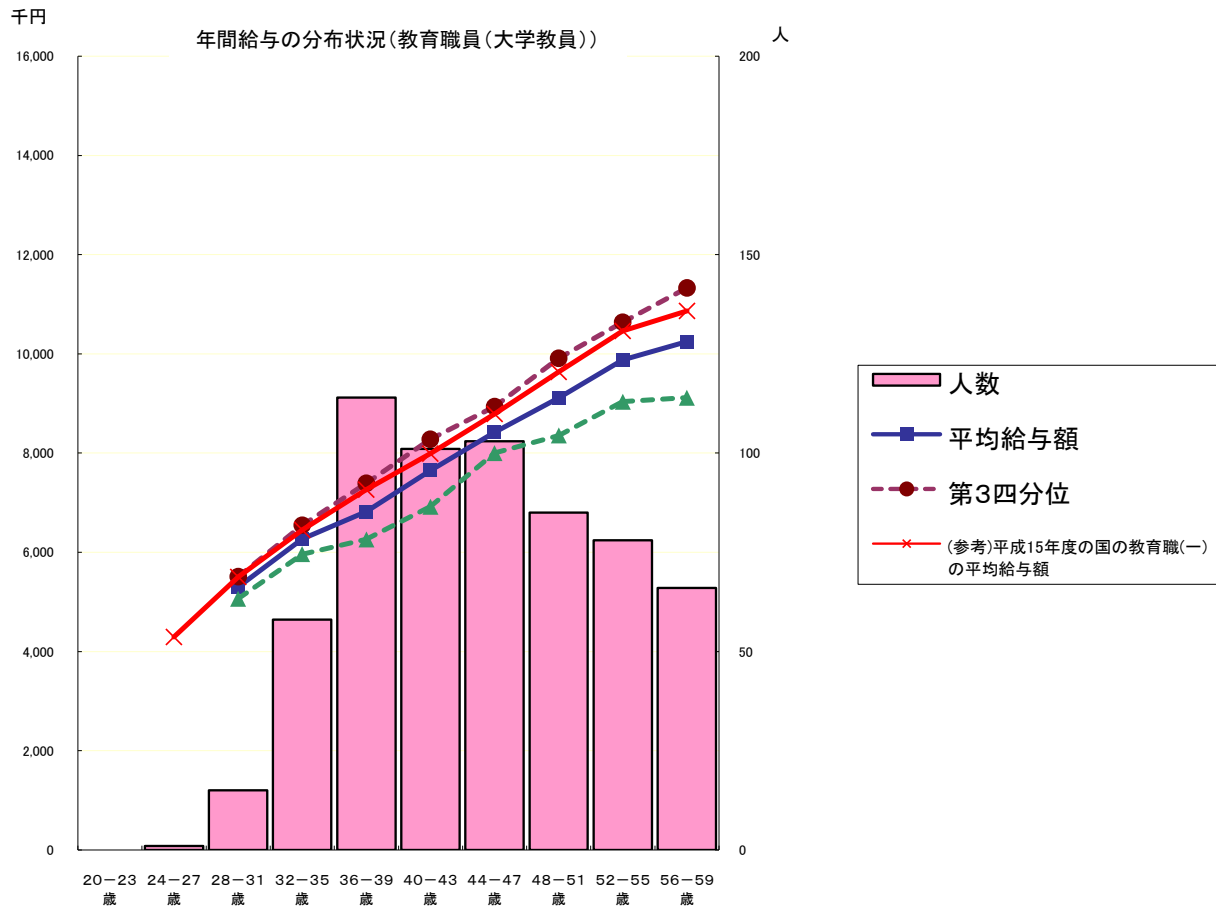
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
部長	4	59.0	—	10,326	—
課長	20	53.2	7,607	8,063	8,259
課長補佐	31	55.0	6,832	7,018	7,211
係長	147	48.5	5,655	6,103	6,530
主任	57	39.1	4,482	4,967	5,288
係員	79	30.3	3,227	3,649	3,947

注:「部長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については記載していない。

注:「課長」には、課長相当職である「室長」、「事務長」を含む。

注:「課長補佐」には、課長補佐相当職である「室長補佐」、「事務長補佐」及び「技術専門員」を含む。

注:「係長」には、係長相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。

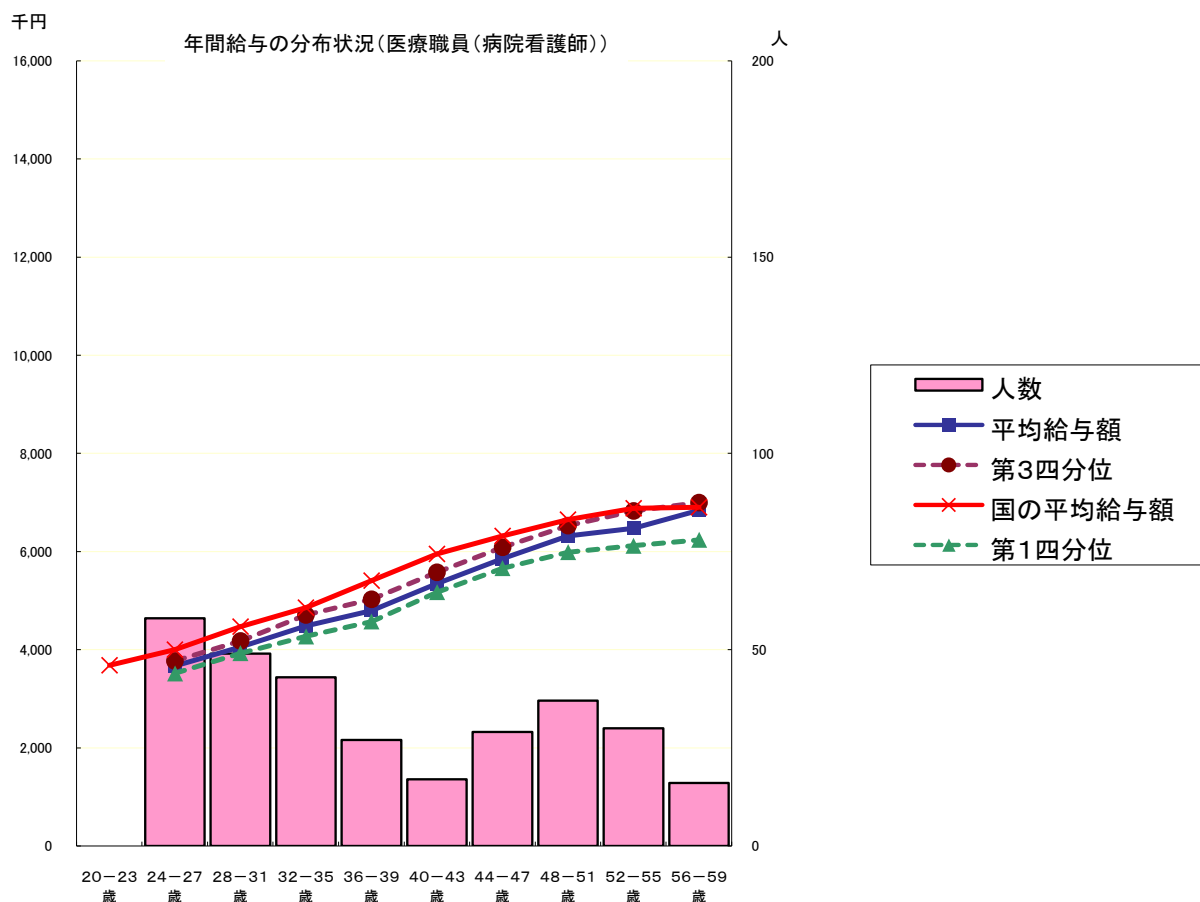


注:年齢24～27歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから□  
第1四分位、第3四分位及び平均給与額は表示していない。□

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	263	55.2	9,712	11,098	10,421	9,712	11,098
准教授	183	45.8	7,782	8,793	8,228	7,782	8,793
講師	87	42.9	7,049	8,128	7,564	7,049	8,128
助教	170	39.0	5,968	6,706	6,286	5,968	6,706
助手	2	63.5	—	—	—	—	—
教務員	5	53.3	5,723	5,929	5,849	5,723	5,929

注:「助手」の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額及び第1・第3分位については記載していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1				
副看護部長	4	51.8		6,912	
看護師長	35	50.8	6,342	6,641	6,997
副看護師長	45	44.4	5,071	5,766	6,411
看護師	219	35.4	3,839	4,529	4,991
准看護師	2	56.5			

注:「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢、年間給与の平均額及び第1・第3分位については記載していない。

注:「副看護部長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については記載していない。

注:「看護師」には、看護師相当職である「助産師」を含む。

注:「准看護師」の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の平均額及び第1・第3分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)  
 (事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		事務員	事務員・主任	係長・専門職員 主任 技術専門職員	課長補佐・専門員 係長・専門職員 技術専門員	課長・室長・事務長 課長補佐・専門員
人員 (割合)	338 人	32 人 (9.5%)	58 人 (17.2%)	161 人 (47.6%)	55 人 (16.3%)	21 人 (6.2%)
年齢(最高 ～最低)		31～24 歳	51～27 歳	58～35 歳	59～40 歳	59～39 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		3,254 ～ 2,082 千円	4,090 ～ 2,370 千円	4,904 ～ 3,005 千円	5,226 ～ 4,504 千円	6,794 ～ 4,698 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		4,382 ～ 2,849 千円	5,555 ～ 3,262 千円	6,783 ～ 4,197 千円	7,346 ～ 6,343 千円	9,047 ～ 6,617 千円

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長・室長・事務長	部長	部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)	7 人 (2.1%)	4 人 (1.2%)	該当者なし (0.0%)	該当者なし (0.0%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ～最低)	59～52 歳	59～58 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)	7,448 ～ 5,845 千円	8,577 ～ 6,886 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)	10,067 ～ 8,045 千円	11,775 ～ 9,475 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円



## (教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	710 人	5 人 (0.7%)	172 人 (24.2%)	88 人 (12.4%)	182 人 (25.6%)	263 人 (37.0%)
年齢(最高 ～最低)		58～47 歳	64～26 歳	61～32 歳	64～33 歳	64～40 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,302 ～ 4,092 千円	5,772 ～ 3,288 千円	6,454 ～ 3,776 千円	7,338 ～ 4,388 千円	9,832 ～ 5,577 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		5,998 ～ 5,702 千円	7,943 ～ 4,502 千円	8,911 ～ 5,306 千円	9,885 ～ 5,962 千円	13,715 ～ 7,992 千円

## (医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長
人員 (割合)	306 人	2 人 (0.7%)	219 人 (71.6%)	57 人 (18.6%)	24 人 (7.8%)	3 人 (1.0%)
年齢(最高 ～最低)		～ 歳	59～24 歳	58～31 歳	58～42 歳	57～45 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～ 千円	4,904 ～ 2,381 千円	5,133 ～ 3,159 千円	5,124 ～ 4,240 千円	5,238 ～ 4,161 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～ 千円	6,783 ～ 3,254 千円	7,205 ～ 4,327 千円	7,444 ～ 6,124 千円	7,585 ～ 6,051 千円

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	該当者なし (0.0%) 人	1 人 (0.3%)
年齢(最高 ～最低)	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)	～ 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)	～ 千円	～ 千円

注: 1級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

注: 7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率  
(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 66.0	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 34.0	% 34.9
	最高～最低	% 43.1～32.4	% 43.5～30.5	% 43.4～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 67.8	% 66.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 32.2	% 33.1
	最高～最低	% 41.7～31.1	% 38.5～29.1	% 36.9～30.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.3	% 65.1	% 63.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.7	% 34.9	% 36.2
	最高～最低	% 49.6～32.4	% 40.3～30.5	% 44.6～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 67.6	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.5	% 32.4	% 33.4
	最高～最低	% 50.0～31.6	% 40.3～29.5	% 45.0～30.6

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 67.2	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.9	% 32.8	% 33.8
	最高～最低	% 41.7～31.0	% 38.5～28.5	% 40.0～29.6

注:医療職員における管理職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標  
(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

82.5
------

対他の国立大学法人等

95.6
------

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

95.1
------

(医療職員(病院職員))

対国家公務員(医療職(三))

92.6
------

対他の国立大学法人等

95.7
------

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」  
においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給  
与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内 容	
指数の状況	対国家公務員 82.5	
	参考	地域勘案 88.3 学歴勘案 81.8 地域・学歴勘案 88.0
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】                      支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 42.5%                      (国からの財政支出額 16,254千円、支出予算の総額 38,226千円 :平成19年度予算)</p> <p>【累積欠損学について】                      累積欠損額 0円(平成18年度決算)</p> <p>【検証結果】                      給与水準は適切である。</p>	
講ずる措置	引き続き適切な給与水準を維持する。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内 容	
指数の状況	対国家公務員 92.6	
	参考	地域勘案 91.4 学歴勘案 92.0 地域・学歴勘案 89.9
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】                      支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 42.5%                      (国からの財政支出額 16,254千円、支出予算の総額 38,226千円 :平成19年度予算)</p> <p>【累積欠損学について】                      累積欠損額 0円(平成18年度決算)</p> <p>【検証結果】                      給与水準は適切である。</p>	
講ずる措置	引き続き適切な給与水準を維持する。	

○教育職員(大学教員)と対平成15年度の国の教育職(一)との比較指標 95.0

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 12,836,415	千円 13,087,143	千円 (%) △250,728 ( △1.9)	千円 (%) △539,612 ( △4.0)
退職手当支給額 (B)	千円 1,776,844	千円 1,718,758	千円 (%) 58,086 ( 3.4)	千円 (%) 705,563 ( 65.9)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 3,054,984	千円 2,516,962	千円 (%) 538,022 ( 21.4)	千円 (%) 828,635 ( 37.2)
福利厚生費 (D)	千円 1,886,889	千円 1,910,748	千円 (%) △23,859 ( △1.2)	千円 (%) 7,294 ( 0.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 19,555,132	千円 19,233,611	千円 (%) 321,521 ( 1.7)	千円 (%) 1,001,880 ( 5.4)

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注：「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

##### 1. 前年度(平成18年度)との比較について

###### (1) 「給与、報酬等支給総額」の減額理由

前年度1.9%減となった主な要因は、①教員及び事務・技術職員の欠員数の増加、②平成17年12月に実施した基本給の0.3%引き下げ及び平成18年4月に国家公務員の給与構造改革を踏まえた本学給与規則の改正に伴い、役員・教職員の平均給与額が減額となったことによるものと考えられる。

###### (2) 「最広義人件費」の増額理由

###### i) 退職手当支給額

前年度比3.4%増となった要因は、定年退職者等の増加に伴い、増額となったもの。

###### ii) 非常勤役職員等給与

前年度比21.4%増となった主な要因は、外部資金などの運営費交付金以外の経費により雇用される職員が増加したことに伴うもの。

##### 2. 行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組みの状況

(1) 中期目標については、「業務運営の改善及び効率化に関する目標」の「人事の適正化に関する目標」において、中期目標期間中、「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

(2) 中期計画においては、総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね3%の人件費の削減を図る。

(3) 人件費削減の取組の進捗状況

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	13,798,018	13,087,143	12,836,415
人件費削減率 (%)		△5.2	△7.0
人件費削減率(補正值) (%)		△5.2	△7.7

注：「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注：基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### IV 法人が必要と認める事項

特になし